

群馬県透析懇話会会則

- 第一条（名称） 本会は『群馬県透析懇話会』と称す。
- 第二条（事務局） 本会の事務局は群馬大学大学院医学系研究科 泌尿器科学内（前橋市昭和町 3-39-22）に置く。
- 第三条（目的） 本会は群馬県における透析を含む血液浄化に関する事項について研究、教育を行い会員相互の親睦と透析患者の福祉向上を図ることを目的とする。
- 第四条（事業） 本会は目的を達成するために次の事業を行う。
1. 学術集会、懇話会の開催。
 2. 研修会、講習会の開催。
 3. 会報の発行、会員相互の連絡と親睦。
 4. その他目的を達成するために必要な事業。
- 第五条（会員） 本会の正会員は本会の目的に賛同し、群馬県及びその近隣の県における透析関連施設に過去及び現在において業務するもの（医師、看護師、臨床工学士、栄養士、ケースワーカー、その他）とする。なお現在透析施設に勤務するものは施設単位で一括入金するものとし、各施設は代表者を1名置くものとする。正会員会費は施設会費をもってこれに当て、その他のものは個人で入会し、個人会費を払うものとする。本会の賛助会員は本会の目的に賛同し、本会の運営に賛助できるものとし、県内外を問わない。また学術大会参加者は会場費を支払うものとする。
- 第六条（役員） 本会には次の役員を置く。但し役員は正会員に限る。
1. 会長（1名）幹事会の互選及び総会の承認により定め、本会を代表し総括する。
 2. 副会長（1名）幹事会の互選及び総会の承認により定め、会長を補佐する。
 3. 幹事（若干名）会長は幹事を委嘱する。幹事は幹事会を構成して本会の運営方針を決定、会務を執行する。
 4. 会計（1名）会計は本会の経理を担当し事務局がこれを勤める。
 5. 監事（2名）会長は監事を委嘱する。監事は本会の業務及び経理を監査する。
 6. 顧問（若干名）顧問は幹事会の審議を経てこれを置くことが出来る。
 7. 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

第七条（総会） 総会及び学術集会は毎年一回以上開催し、幹事会で審議された下記事項を提出し当日の施設代表者会議で議決し、総会に報告し、承認を得る。

第八条（会計） 本会の経費は会費、寄付金、その他をもってあてる。
本会の会計年度は1月1日より12月31日までとする。
本会の会費は年額
施設会費（正会員会費を含む）10,000円
賛助会員30,000円
個人会員（正会員）1,000円
とする。

第九条（変更） 本会則の変更は幹事会の議決を経て総会の承認を得て発効する。
附則 本会則は平成15年2月23日より施行する。
それに伴い平成5年4月1日に施行され、平成13年2月11日変更された会則は廃止する。
本会則は平成21年2月22日より施行する。
本会則は平成22年2月28日より施行する。
本会則は令和6年2月11日より施行する。
本会則は令和7年2月9日より施行する。